

医療費が高額になったとき（70歳以上の方）

高額な自己負担を避けるために「**限度額適用認定証**」というものがあります。

「**限度額適用認定証**」を**資格確認書**と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると、高額な自己負担をすることなく、1ヶ月の窓口でのお支払いが、入院・外来とも自己負担**限度額**まで（※2）となります。認定証の発行期日は申請月の1日となります。

所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」・「一般」の方は資格確認書を医療機関等の窓口で提示すると、所得区分が確認できる為、限度額認定証の交付申請は不要です。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

限度額適用認定証の交付手続きに必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバーの番号
(代理の方が窓口で申請される場合は窓口に来る方の運転免許証等)

【高額療養費の払い戻し申請について】

- ・ 限度額適用認定証を使用しても、下記のような場合、**高額療養費の申請**をしていた
　　ことで、払い戻しがある場合があります。
 - ①一人の方が複数の医療機関等で受診した場合
 - ②世帯で複数の方が医療機関等で受診した場合（福智町国保加入者に限る）
　　（70歳以上の方と70歳未満の方が同じ国保加入世帯にいる場合、70歳未満の方の
　　自己負担額が一つの医療機関で**21,000円**以上の場合は合算対象になります。）
 - ③4回目以降で限度額の差額が発生している場合

高額療養費払い戻し申請手続きに必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバーカード
4. 世帯主様名義の通帳
5. 医療機関で支払った領収証

- ※ 診療を受けた月の翌月1日から2年を経過すると時効になり、支給されなくなりますので
　　ご注意ください。
- ※ 支給までには、診療月から少なくとも3ヶ月以上かかりますのでご了承ください。
　　【申請後、レセプト（医療機関から国民健康保険へ提出する診療報酬の請求書）の
　　確定後に行われる為】
- ※ 高額療養費の払い戻しが該当になる場合のみ、後日通知を送付します。



マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
「**限度額適用認定証**」の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年間上限※
現役並み 所得者	Ⅲ【課税所得 690 万円以上の方】	270,300 円+ (医療費※1 - 901,000 円)×1% 【※2 4 回目以降 140,100 円】		168 万円
	Ⅱ【課税所得 380 万円以上の方】	179,100 円+ (医療費※1 - 597,000 円)×1% 【※2 4 回目以降 93,000 円】		111 万円
	Ⅰ【課税所得 145 万円以上の方】	85,800 円+ (医療費※1 - 286,000 円)×1% 【※2 4 回目以降 44,400 円】		53 万円
一般		22,000 円 【外来年間上限額 216,000 円】	61,500 円 【4 回目以降 44,400 円】	※3 53 万円
区分Ⅱ 【住民税非課税世帯】		11,000 円 【外来年間上限額 96,000 円】	25,700 円 【4 回目以降 24,600 円】	29 万円
区分Ⅰ 【住民税非課税世帯で 年金収入 826,500 円以下】		8,000 円	15,700 円	18 万円

※1 医療費とは保険適用される診察費用の総額（10 割）です。

※2 過去 12 ヶ月以内に同じ世帯での支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は限度額が変更になります。

※3 一部 41 万円の場合があります。

※年間上限は、8 月から翌年 7 月の一年間で計算します。

【入院時食事代について】

入院した時は、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を負担します。
残りの費用は国保が負担します。負担額については、下記をご参照ください。

(1 食あたり)

所得区分		令和 8 年 6 月～
現役並み所得者・一般		550 円
区分Ⅱ 【住民税非課税世帯】	過去 1 年間の入院が 90 日以内	270 円
	過去 1 年間の入院が 90 日以上	220 円
区分Ⅰ 【住民税非課税世帯で年金収入 826,500 円以下】		130 円

お問い合わせ先

福智町役場 保険健康課 保険医療係 0947-22-7763 【直通】